

入札説明書

警察共済組合茨城県支部の特定保健指導業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記1に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、この公告、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

◎ 公告日 令和6年11月25日

1 契約に関する事務を担当する所属

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6

警察共済組合茨城県支部（茨城県警察本部庁舎6階厚生課内）

電話 029-301-0110 内線2781 担当 今泉

FAX 029-301-0801

2 入札に付する事項

(1) 件名 特定保健指導業務委託

(2) 予定数 動機付け支援 224人

積極的支援 232人

導入及び案内配布数 456人（動機付け支援＋積極的支援人数）

タブレット端末 8台

※ 上記は予定数であり、実際の人数等を保証するものではない。

(3) 委託内容 仕様書で示す特定保健指導の実施一式

(4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、委託期間中に初回面接を実施した者に係る保健指導に限り、対象者の保健指導が終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）するまでを委託期間とする。

(5) 実施場所 仕様書で示す実施場所

3 入札参加資格

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (2) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本公告に示した仕様書に基づく委託業務と同種同規模の委託業務を、過去2年間以内に2回以上行った者であること。

4 入札方法

- (1) 2(2)の予定数に単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を乗じて得た金額の合計額を入札書に記載すること。
なお、落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額（整数）を記載すること。
- (2) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (4) 提出は二重封筒とし、入札書を作成し、中封筒に入れ封印し、かつ、中封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「令和6年12月18日開札〔特定保健指導業務委託〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札書は、指定する場所へ提出期限までに郵送（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）又は持参により提出すること。

5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札説明書等の閲覧期間及び場所
 - ア 期間
入札公告の日から令和6年12月11日（水）午後5時まで
 - イ 場所
茨城県警察本部ホームページ
URL[<https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/>]
- (2) 入札手続に関する問合せ先
1の担当所属に同じ

6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問事項を記入した書面を次のとおり提出すること。
 - ア 質問受付期間
公告の日から令和6年12月3日（火）午後5時まで
なお、これ以降に到着したものについては、回答しないので留意すること。
 - イ 質問受付先
1の担当所属に同じ
 - ウ 方法
ファックス、郵送又は持参
- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。
 - ア 日時
令和6年12月6日（金）午後5時まで
 - イ 方法

ファックス又は郵送により回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 3の(1)、(2)、(3)及び(4)に係る誓約書
- ウ 3の(5)に係る事項を証明する書類

(2) 提出期限

令和6年12月11日（水）午後5時までに必着のこと。

(3) 提出先

1の担当所属に同じ。

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和6年12月13日（金）午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年12月17日（火）午後5時までに必着のこと。

(2) 提出場所

1の担当所属に同じ

(3) 方法

郵送（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）又は持参

9 開札日時及び場所

(1) 日時

令和6年12月18日（水）午前10時

(2) 場所

1の担当所属に同じ。

10 契約保証金

地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針第32条関係により免除する。

11 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。

ウ 記名を欠くとき。

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

キ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をしたとき。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度に入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項及び支払条件については、別紙「契約書(案)」のとおり

15 その他

- (1) 入札参加者等は、入札後、この公告、仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札にあたっては、別添「入札心得」を遵守すること。

入札心得

競争入札に参加する者は、次の事項を守らなければならない。

- 第1 競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、公正な競争を妨げる行為をしてはならない。
- 第2 入札参加資格者は、公告又は物品調達等に関する通知書及びその他関係書類並びに見本等を熟覧の上、所定の様式により項目ごとの単価及び総価（梱包及び搬入等に係る費用を含む。）を入札額とし、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたものをもって入札しなければならない。
- 第3 入札参加者は、入札公告に示された日時、場所及び方法により入札書を提出しなければならない。
- 第4 提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え、又は取消しすることができない。